

3 工賃引き上げに対する意欲をさらに高めるため、入所施設やグループホームについて、工賃から利用者負担を求めない制度(工賃控除制度)を徹底します。(法施行3年後の見直しまでの間)

その1 月額最低2.5万円の手元金に加え、月額2.4万円の工賃も確実に手元に

現行の入所施設の工賃控除制度は、一定額までの工賃からは利用料の定率負担は求めないこととされていますが、今回、工賃控除制度の趣旨を徹底し、**月額2.4万円までの工賃からは、定率負担のみならず、食費・光熱水費の負担も求めないこと**とします。

これにより、施設入所者については、サービス利用の**定率負担や食費・光熱水費の負担**をしても、**必ず最低2.5万円は手元に残る**ようになっていますが、これに加え、**月額2.4万円までの工賃も確実に手元に残る**ように改善されることとなります。

その2 **グループホーム・ケアホームにも工賃控除制度を導入**

グループホーム、ケアホームの利用者の工賃引き上げ意欲を高めるため、**グループホーム、ケアホームにも、工賃控除制度を導入**します。月額2.4万円までの工賃からは、グループホーム、ケアホームの利用料を求めません。

4 通所、在宅サービス利用者の負担軽減制度や入所施設利用者の個別減免制度が適用されるための資産要件(預貯金などの額)を大幅に緩和します。
(法施行3年後の見直しまでの間)

より多くの方が、利用料の負担軽減が受けられるように、家族と暮らす方の資産要件は1,000万円まで緩和。施設入所者、単身者の資産要件も大幅に緩和。

通所、居宅サービスや入所施設の利用について、負担軽減制度が適用される資産要件(預貯金などの額)を大幅に緩和し、**より多くの方に負担軽減制度が適用されるように**します。

家族とともに生活する方(障害児施設に入所されている方を含みます。)の資産要件は、世帯で**預貯金等の額1,000万円まで**拡大されます。

施設に入所されている方や単身で生活する方についても、個別減免制度や負担軽減制度の対象となる資産要件が、**350万円から500万円に**、大幅に緩和されます。

② 「事業者に対する激変緩和措置」の内容は??

1 日払い方式は、そもそも、障害福祉サービスに対する給付は、サービスを受けるお客様である利用者に対して支給されるものであるとの趣旨を踏まえるとともに、サービスの利用者が、サービスを組み合わせて利用することができるように、利用者がサービスを利用した日に応じ給付を行う仕組みです。

しかしながら、通所サービス事業者を中心に、報酬が日払いとなった結果、利用者が思うように確保できなくて、減収となっている事業者もあることから、その支援を行います。(施行3年後の見直しまでの間)

その1 従前報酬の90%を保障

これまで、日払い化の影響を受ける旧体系事業者については、従前報酬の80%を保障していましたが、事業者が着実に日払い化に慣れ、安定的な事業運営ができるように**従前報酬の90%を保障**するように、保障機能を強化します。

その2 送迎費用の助成を行い、より利用者が利用しやすく

利用者が、よりサービスを利用しやすくするために、**通所サービス事業者が行う送迎費用について助成**を行います。事業者の運営の安定にも資することになります。

2 障害種別に分かれ、機能的にも細分化されていた旧体系サービスから、三障害が一元化され、新たに機能分類された新体系のサービスへ移行する際には、報酬水準の変化による事業運営の支障が生じるケースが生じる可能性もあります。

このため、旧体系サービスから新体系サービスへ移行する事業者に一定の保障を行うことにより、新体系サービスへの移行を支援します。

(法施行3年後の見直しまでの間)

新体系サービスへ移行時も従前報酬水準の90%保障

旧体系事業者が新体系サービスへ移行した場合にも、旧体系サービスにおける報酬水準の90%を保障します。

このことにより、事業者が、「地域移行」や「就労支援」の強化をめざす新体系サービスへの移行に、意欲的に、チャレンジできるようにします。

3

「新法への移行等のための緊急的な経過措置」の内容は??

その1

旧制度から新制度に移行するまでの間、
経過的に、従来の制度の運営に
必要な支援を行います。

1 新制度のサービス(地域活動センターや法定給付事業所)への移行めざすものの、直ちに移行することが困難であり、利用者が行き場を失いつつある小規模作業所について、従前の補助額(110万円)を踏まえた助成を行います。

また、従来のデイサービスや精神障害者地域生活支援センターが新制度に移行するまで経過的な運営支援を行います。

その2

新制度へ円滑に移行するための
基盤整備や人的支援、新事業運営のた
めのノウハウの支援を行います。

2 「地域移行」や「就労支援」の強化など新しい理念に立った新体系サービスへの移行を強力に促進するため、次の観点からの支援を行います。

【ハード面の支援】

地域移行の要となるグループホーム・ケアホームの立ち上げ支援やバリアフリー化、既存施設が新制度サービスに移行する際の施設の改修、拡張、増築などを支援します。

【人的支援】

従来の制度から新制度へ移行する際の、諸手続きや事業運営の刷新等を指南するため、コンサルタントや専門家の派遣等の支援を行います。

【ソフト面の支援】

地域移行や就労支援など障害者自立支援法の理念を踏まえた新事業への移行の推進するため、精神障害ある方の退院の促進、企業実習を組み入れた就労支援の推進、雇用、教育との連携を強化した地域の就労支援ネットワークの構築などを支援します。

その3

制度改正に伴い、緊急的に体制を整え、
法の趣旨を徹底するための事業を
強かに推進します。

- 3 障害ある方が地域で安心して暮らせるように、相談支援体制を緊急的に整備・確立します。そのための、立ち上げ支援やスーパーバイザーの派遣、併せて、ピアサポート(障害ある方同士の助け合い)の推進も図ります。
- 4 障害児を育む地域の支援体制を強化し、障害児を持つ親のふれあい・交流の場づくりの推進や早期発見・早期対応のための取組を支援します。
- 5 法の施行や制度改正に伴い、利用者や住民にわかりやすい徹底的な広報の実施を支援します。併せて、円滑な事業実施のためのシステム開発や改修を支援します。
- 6 そのほか、①工賃控除制度を本年度から定着させる事業、②制度移行時のコスト増(原油高騰を含みます。)対策、③筋ジストロフィー患者の負担激変緩和、④オストメイト対応トイレの整備、⑤視覚障害者等のための情報支援機器等の自治体窓口などへの設置の推進などを支援します。

その他、今回制度改善を予定している事項は？

その1

入所施設における入院・外泊時の対応について
(平成19年4月から実施)

1. 入院・外泊時加算の算定期間の延長

○ 1月に6日を限度 ⇒ 1月に8日を限度

2. 入院・外泊時加算における算定期間の延長（長期入院した場合）

○ 原則、入院した日が属する月のみ
⇒ 入院した日が属する月を含めて3カ月間

その2

ケアホームにおける重度障害者への支援について

1. 経過的ケアホームの経過措置期限の延長

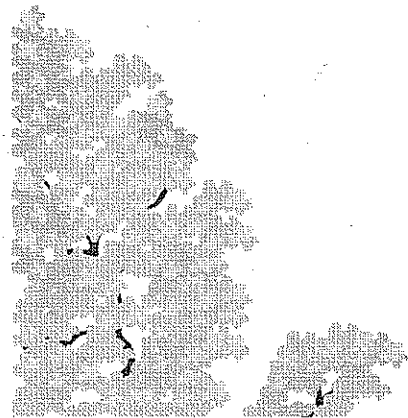
- 平成20年3月末まで ⇒ 平成21年3月末まで
(1年間の延長)

2. 個人単位でのホームヘルプサービスの利用 (平成19年4月から実施)

- 対象者・・・区分4以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護対象者
 - ※1 ただし、経過的ケアホームに準じた取扱いとする。
 - ※2 具体的内容については、検討中であり、別途お示しする予定。

※ ケアホームにおける重度障害者について、3年後の見直しに向け、支援の在り方を検討

4 障害者自立支援法 次のステップ



障害者自立支援法の目的

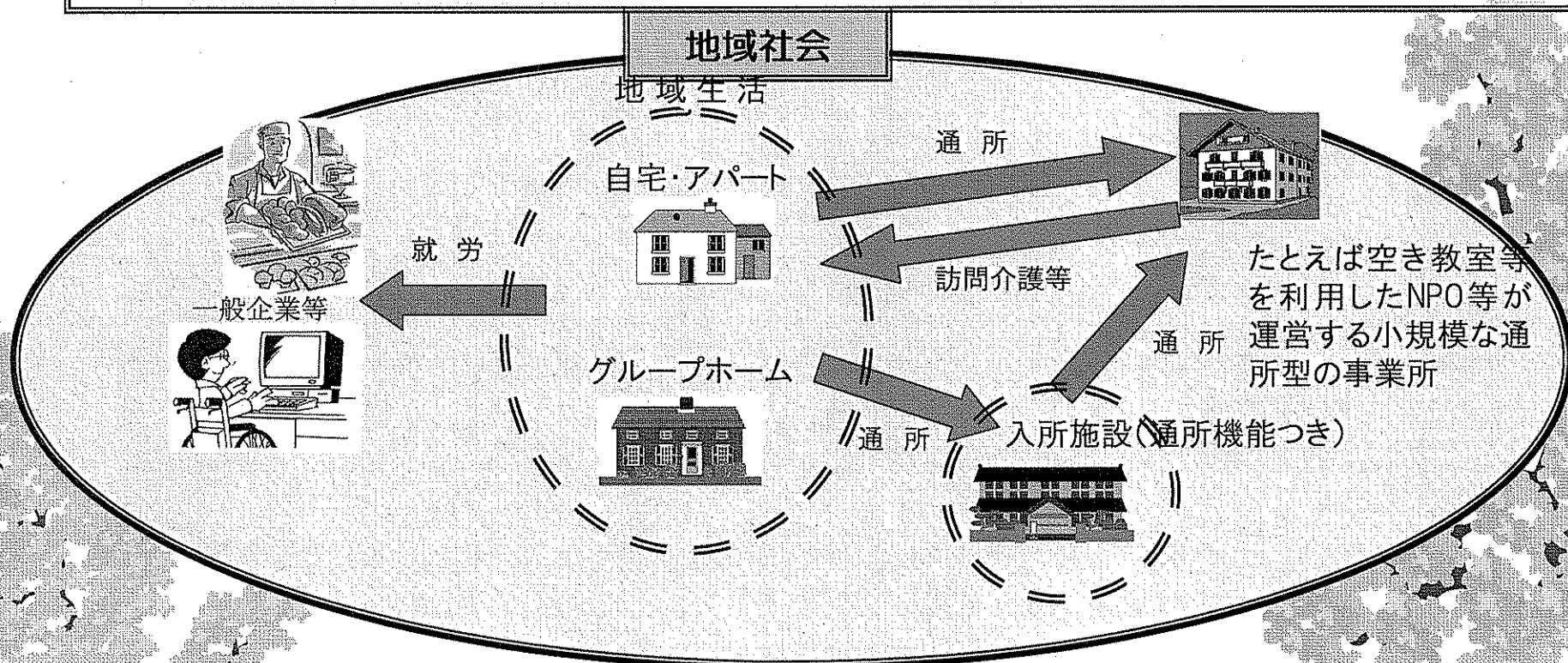
障害者自立支援法第1条(目的)

この法律は、…………… 障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

自立と共生の地域社会づくり

～障害のある人が普通に暮らせ、働ける地域社会づくり～

- ❖ 障害者が自立して普通に暮らせるまちづくり
- ❖ 障害ある人の働きたい気持ちをかなえられる社会づくり
- ❖ 地域に住む人が、障害の有無、老若男女を問わず、自然に
交わり、支え合うまちづくり



障害者自立支援法の理念の再確認を

○ 利用者のニーズを踏まえたサービスの展開を
（「利用者本位」がキーワード）

・ 日割計算で施設経営が大変

利用者に選ばれるサービス（新事業体系へ）へ
自立支援給付費は本来、利用者に支給するもの

→従来は、社会資源がなく施設入所や長期入院

* 利用者は「お客様」。スタッフは「先生」ではない。

* お客様が、サービスを自由に組み合わせ、選べる
ことは当たり前のこと。

○ 障害ある方の地域での生活、働く夢の実現を
（「地域移行」「就労支援」がキーワード）

- ・地域生活を支える資源も徐々に充実（施策の転換）
- ・既存施設もサービス内容の転換を
自立を支援する通過型の支援へ

* 障害ある方は、地域での生活を望んでいる。

* 本当に「働きたい。」「工賃が上がったらいい。」と
思っている。

○ 障害ある方を支えていく地域を育む

(「地域」がキーワード)

* 「地域」は、色々な力を秘めた無限の資源。

* 地域の創意工夫を生かしながら、住民とともに
考え、作り上げる「地域福祉」を実現

(これこそが市町村の仕事)

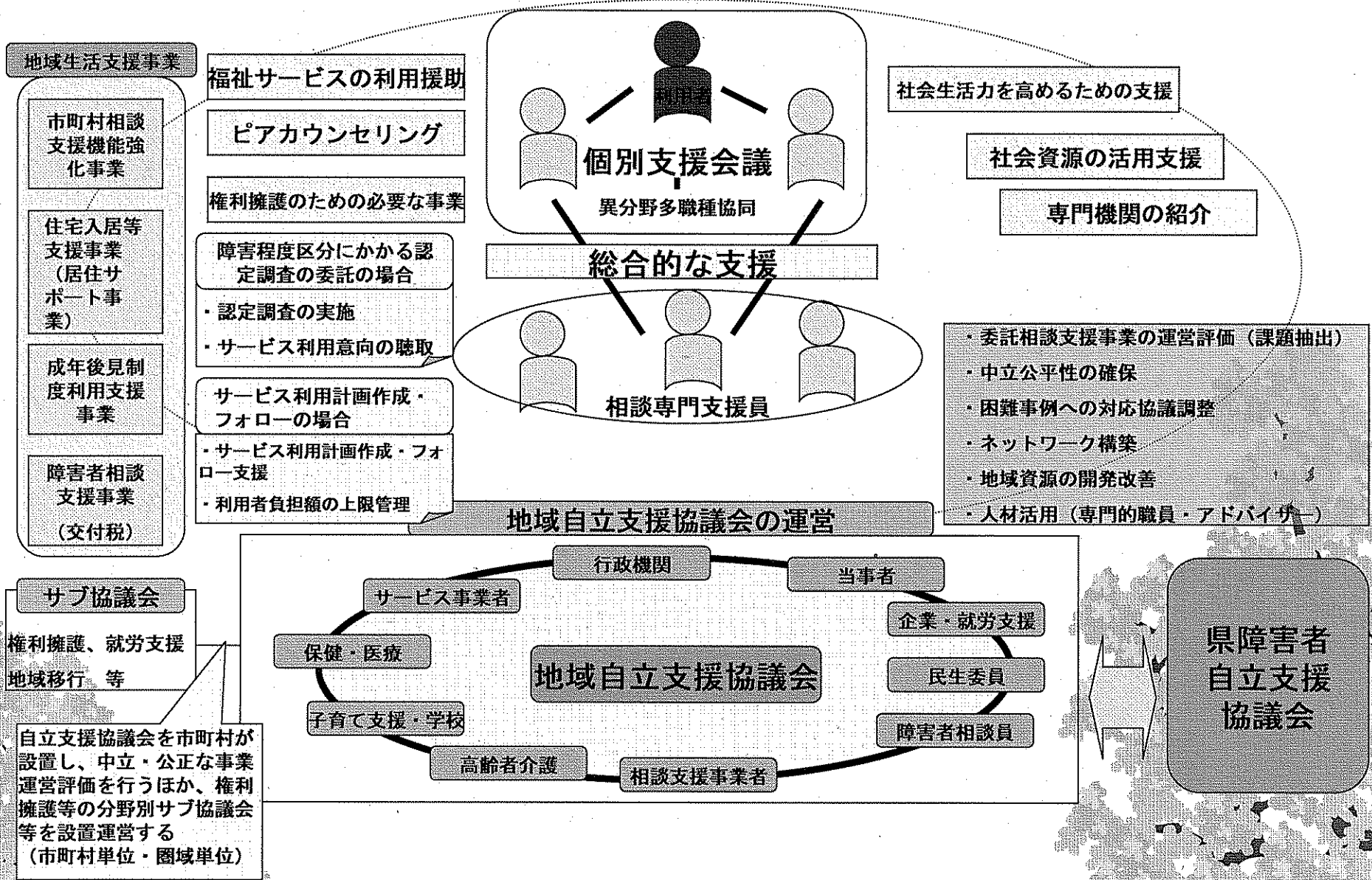
→ ニーズ・課題の把握

→ 地域の仕組みの創設(自助・共助・公助)

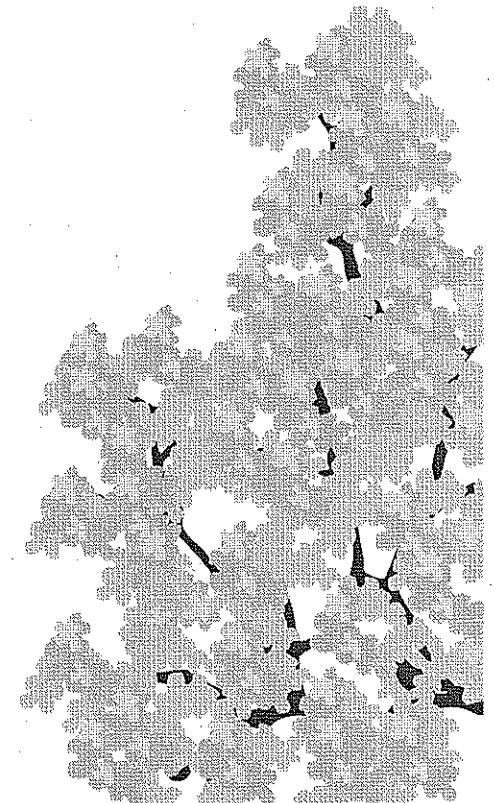
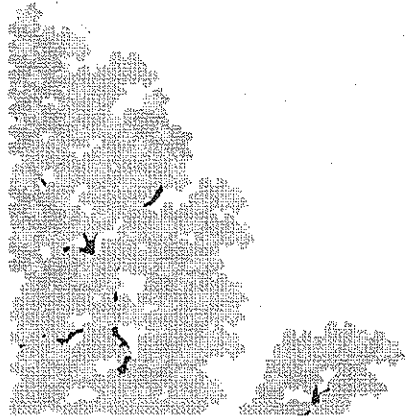
* 地域自立支援協議会が中心となって検討

市町村障害福祉計画で目標設定、計画的に整備

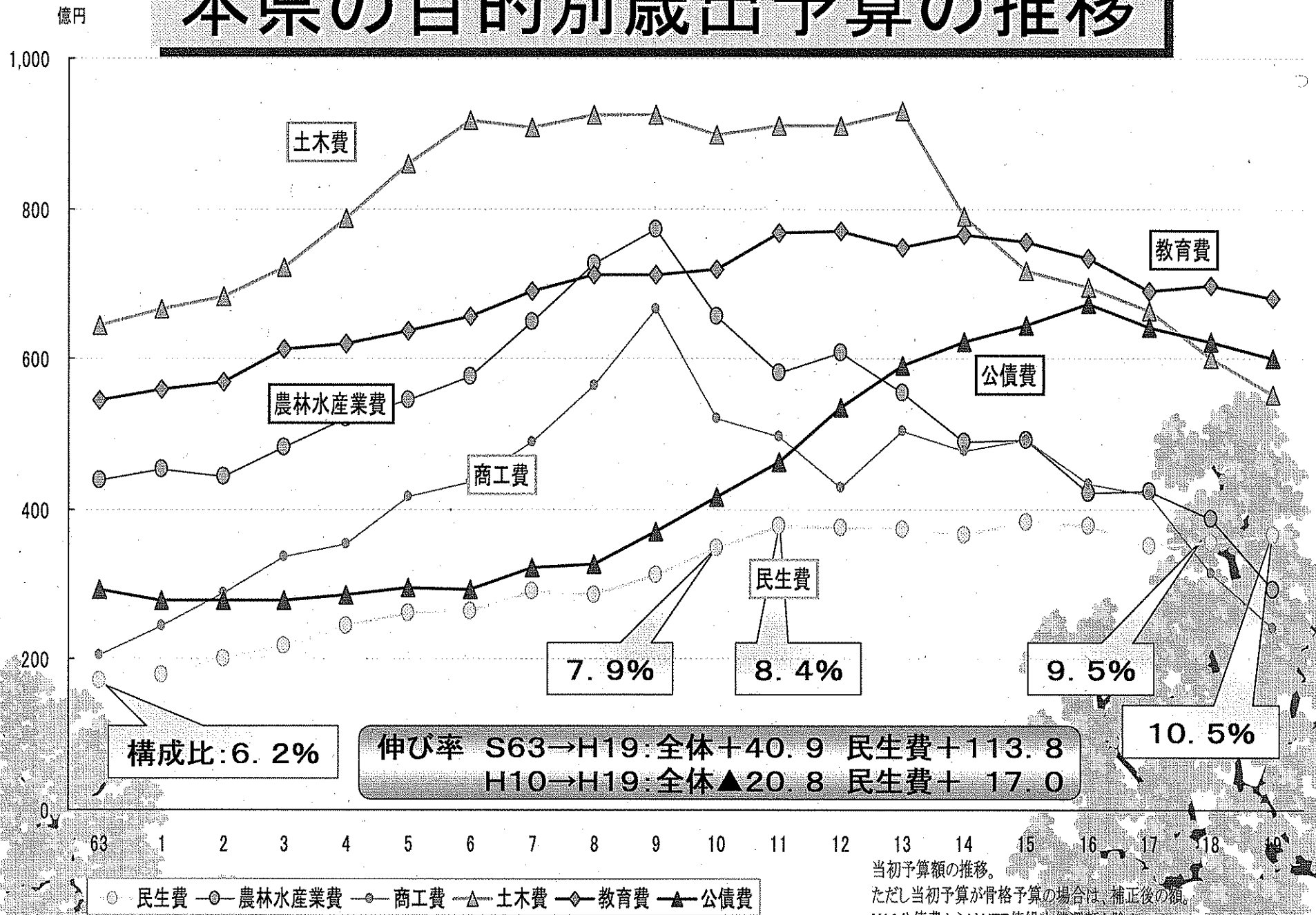
障害者相談支援事業のイメージ



5 平成19年度予算の概要



本県の目的別歳出予算の推移



平成19年度 障害福祉課予算

福祉保健部予算(1.9%の伸び)

平成19年度 43,744,630千円

平成18年度 42,393,352千円

障害福祉課予算(10.0%の伸び)

平成19年度 6,842,572千円

平成18年度 6,218,782千円

(参考;県全体)

予算規模: 3,488億円 (前年度3,745億円、▲257億円、▲6.9%)

障害福祉課の予算 主な概要

障害者自立支援法の理念の実現

利用者本位「地域移行」「就労支援」

→ 県障害福祉計画の推進

*** 特別対策事業を有効に活用し、利用者本位のサービスへ移行促進**

868,257千円（基金）

*** 新規事業の創設、既存事業の見直し**

地域生活支援

* 相談体制整備事業

(新)県地域自立支援協議会の設置し、県障害福祉計画の進行管理と、地域の課題解決のための政策検討

* 市町村地域生活支援事業補助金

国庫補助基準額に上乗せして1/4を補助

(新)障害者自立支援対策臨時特別対策事業費

①事業者に対する激変緩和措置

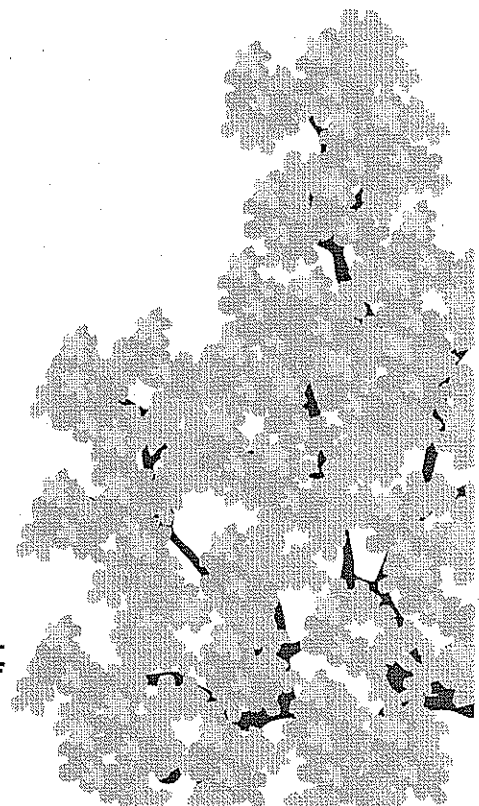
事業者の体力をつけて次のステップへ

②新法への移行等のための緊急的な経過措置

移行するまでの経過措置、新法への移行のための支援、制度改正に伴う緊急支援

☆5月補正予算で追加(市町村・事業者と協議)

- * 身体障害者グループホーム運営支援事業
- * 障害者グループホーム夜間世話人配置事業(見直し)
- * 障害者グループホーム設置促進事業
- * 障害児・者地域生活体験事業
- * 精神障害者退院促進支援事業
- * 障害者地域生活支援センター設置事業
- * 児童デイサービス機能強化事業
- * 障害児・者在宅生活支援事業
- * 重度障害児・者短期入所相互利用助成事業
- * 在宅遠隔システム整備事業
- * 障害者スポーツ振興事業
(新)常勤職員1名配置
- * 3障害手帳統合プロジェクト
様式の統一、療育手帳のシステム化、身障手帳の更新等



就労支援

* 障害者就労事業振興センター運営支援事業

(新) 障害者就労支援推進事業

* 小規模作業所運営費補助金(見直し)

新事業体系への移行促進と支援の拡充

(新) 小規模作業所等工賃3倍計画

(新) 各種セミナーの開催

福祉施設職員、養護学校教員への就労支援ノウハウの研修

企業向けに障害者雇用のPRセミナー、障害者・保護者の就労意欲の喚起

(新) 実習受け入れ謝金の支給

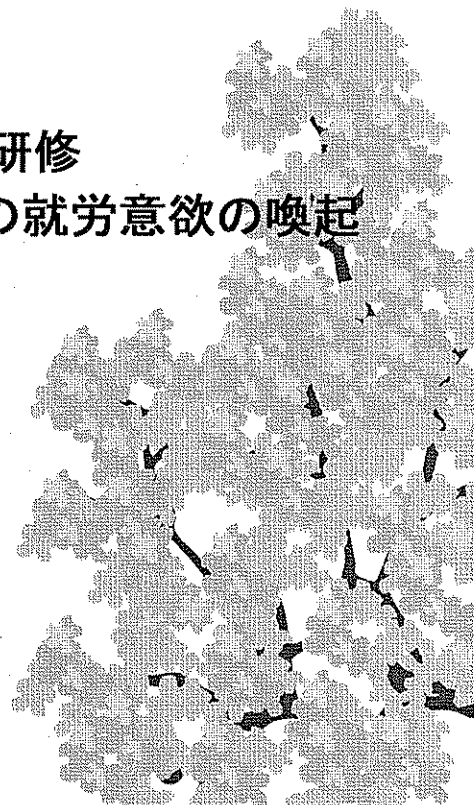
実習受け入れ企業に謝金を支給

(新) 在宅障害者就労支援事業

在宅障害者へ直接業務を発注する企業・団体を支援

(新) 障害者就業・生活支援センターの体制強化

障害者就業支援員1名を各センターに加配等



支援方法の確立

- * 障害者福祉従業者研修事業

(新)障害分野別研修・現任研修等事業内容の充実

- (新)発達障害者支援施行事業

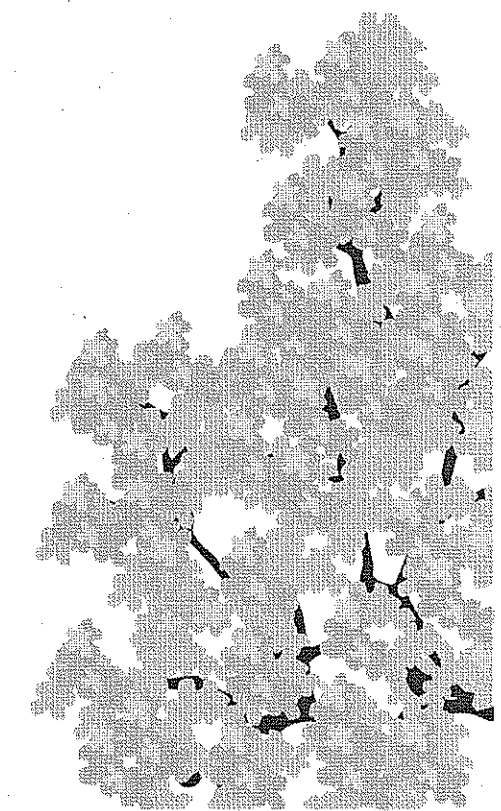
発達障害児・者のニーズに応じた支援手法の確立

- * 発達障害者支援体制整備事業

- * 自閉症・発達障害者支援センター費

支援員及び支援補助員を各1名増員

- (新)高次脳機能障害者普及啓発事業



最後に

それぞれ対場は異なっても

「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」

という目指すべき方向は一つ

